

「みなし輸出」管理の明確化について

令和4年2月

経済産業省 貿易管理部

イノベーション創出と高度外国人材の受入れ促進について

- 高度な知識や技能をもつ優秀な外国人材の受け入れは、研究活動の国際化を通じた、大学・研究機関等のイノベーション加速に必要不可欠。
- 政府全体の取り組みとして掲げられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日改訂）を踏まえ、多文化共生社会の実現を見据えつつ、優秀な留学生や外国人研究者等の高度外国人材の受入れを引き続き促進していく。
- 今年度の統合イノベーション戦略、成長戦略実行計画、骨太戦略においても、高度外国人材の受入れ促進や活躍推進が明記された。

（参考）統合イノベーション戦略2021 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築（国際化の推進）

大学等の国際化により国際頭脳循環を促進していくことが喫緊の課題である。そのため、国際共同研究などの強力な推進を図るとともに、我が国の学生や若手研究者等の海外研さん・海外経験の拡充、海外のハイレベル大学等と我が国の大学の組織対組織の交流の推進、諸外国からの優秀な研究者の招へい、外国人研究者等の雇用促進に向けて、そのための支援策と環境整備を含む科学技術の国際展開に関する戦略を2021年度に策定し、施策を推進していく。

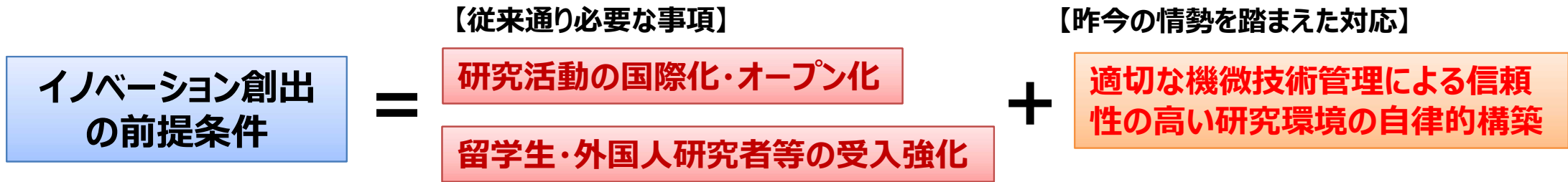
（参考）成長戦略実行計画 第5章 4.女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進

日本企業の成長力を一層強化するため、女性、外国人、中途採用者が活躍できるよう、多様性を包摂する組織への変革を促す。留学経験者や国際機関勤務経験者など異なる文化を経験している方の活躍の場を広げる。

※骨太戦略2021においても、高度外国人材の受入れや活躍推進が言及された。

イノベーション創出のための適切な機微技術管理の重要性の高まり

- 研究活動の国際化・オープン化や、優秀な留学生や外国人研究者等の受け入れ推進は、多様な人材によるイノベーションを創出する前提条件。
- 近年、経済社会のデジタル化、エマージング技術の安全保障への活用拡大、軍民融合戦略が及ぼす脅威を受け、人を介した機微技術の流出懸念が高まる中、国際的にアカデミアの利益相反管理制度が高度化。
- こうした情勢を踏まえ、適切な機微技術管理は、我が国の大学・研究機関が国際的な先端研究ネットワークに参加し続ける上での必要条件であり、国際的な研究活動を促進しイノベーションを創出する要件。



(参考) 統合イノベーション戦略2021 『安全・安心確保のための「知る」「育てる」「生かす」「守る」取組』 実施状況・現状分析 [抜粋] (本文45p)

- 信頼性の高い研究・事業環境を自発的に構築することは、国際的な先端研究ネットワークに参加し、多様な人材によるイノベーションを創出し続けるための前提条件であり、大学・研究機関・中小企業を含む企業等が法令を遵守し、留学生・外国人研究者等の受け入れや共同研究等における技術流出の未然防止、リスク低減のための措置に取り組むことが重要。

(参考) 政策提言「米国大学が行うハイリスクパートナーリング管理の実態と日本の大学への示唆」 [抜粋] (東京大学渡部俊也教授)

- 情報や知財の流出リスクに加え、そのようなリスクがあるとみられている企業との連携を行うことに対するレピュテーションリスクの観点から、ハーバード大学を含む米国有力大学では、(連携することによるリスクが高い) ハイリスクパートナーリングへの対応として、法令遵守に加えて、コンプライアンス機関の評価を受け許可を求める等といったリスクを低減させるための管理を行っている。
- 米国大学が、(輸出管理対象のエマテックへの拡大等といった) NDAAによる規制強化に対応する場合、日本の大学と米国大学との研究協力や情報共有などにも影響を及ぼしえる。米国大学並みのリスク管理が行われていない大学とは、従前のような米国大学や研究機関との非公知研究情報の共有が難しくなり、連携に支障が生じる可能性がある。

【参考】米国における技術窃取への対応や利益相反管理の取組

千人計画（Thousand Talents Plan）への対応

米国は、海外企業・大学の研究者、技術者、知財・技術保護担当幹部をリクルートする、中国政府の技術窃取プログラムと評価。

主な起訴事案

2019年4月22日 (産業スパイ& 中国政府からの資金提供)	米司法省は、GEの元エンジニアでXiaoqing Zheng及び事業家のZhaoxi ZhanをGEのタービン設計技術の窃盗容疑及び産業スパイ容疑で起訴。Xiaoqing Zhengは千人計画に選定され、中国政府からの資金提供支援も受領。
2019年11月21日 (産業スパイ)	米大陪審は、米農業大手モンサント（現バイエル）及び子会社クライメート社の中国人元社員であるHaitao Xiangをモンサント社の技術機密の窃取容疑等で起訴。同氏は、モンサント勤務中の2017年に千人計画の一人に選ばれた高度な技術を持つ研究者。デジタル農業、土壌肥料や養分管理研究を担当し、3件の米国特許も取得。
2020年1月28日 (中国政府からの資金提供)	米司法省は、ハーバード大学科学・化学生物学科の学科長Charles Lieber（DOD、NIHの研究者も兼任）及び中国国籍研究者2名を、中国千人計画への関与について虚偽申告を行っていた容疑で起訴。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢工科大や中国政府から月給5万ドル、生活費15万ドル/年、武漢での研究室設立費用として150万ドル以上を受領した疑い。

(情報ソース) 米司法省HP NEWS <https://www.justice.gov/>

研究開発における外国の影響懸念に対する研究コミュニティの対策

- 研究者グループJASONは、米国国立科学財団（NSF）の調査依頼に対し、レポート“Fundamental Research Security”において中国の行為が米国学術界における外国の影響についての懸念を生じさせているとして、利益相反の完全な開示やNSF（資金提供側）と大学等（資金提供を受ける側）の責任、等について提言。

【提言の概要】（一部抜粋）

- ①研究公正（Research Integrity）の範囲を拡張し、実体又は潜在的な利益相反の完全な開示を求めるべきである。
- ②利益相反等の開示の失敗は、研究公正（Research Integrity）が侵害されたとみなし、「研究不正」と同様に、NSF及び大学によって調査及び裁定されるべきである。
- ③NSFは、研究公正（Research Integrity）を確保するため、大学等全ての関係者との協力を主導し、資金配分機関との連携を図るべきである。
- ④NSFは、研究公正に対するリスク評価を促進するプロジェクト評価ツールを採用し、公表する必要がある。
- ⑤基礎研究を行う大学やその他の機関での科学倫理教育・訓練は、従来の研究公正（Research Integrity）を超え、利益相反等の情報や事例を含めるべきである。

【参考】欧州における技術窃取への対応や利益相反管理の取組

- 欧州では、2020年2月に欧州委員会が、加盟国との議論用として、中国との研究開発協力のありかたについてコンセプトペーパーを公表。
- 関連するガイドラインの作成を含め、欧州の高等教育機関や研究機関への外部からの干渉に協調して取り組むための包括的なアプローチの必要性について言及。

高等教育機関および研究機関における外国干渉への対応に関するコンセプトノート

<https://s3.eu-central-1.amazonaws.com/euobs-media/3ef6dc3d60ee27a2df16f62d47e93fdc.pdf>

【背景】

高等教育機関や研究機関が国際連携に対して非常にオープンであり、その開放性と協調性が世界に貢献してきたが、同時に外国からの干渉を助長してきた。

2019年12月に開催された“中国とのR&I協力”に関する会議(“R&I cooperation with China” meeting)において、外国の干渉に対するガイドラインの策定が求められた。

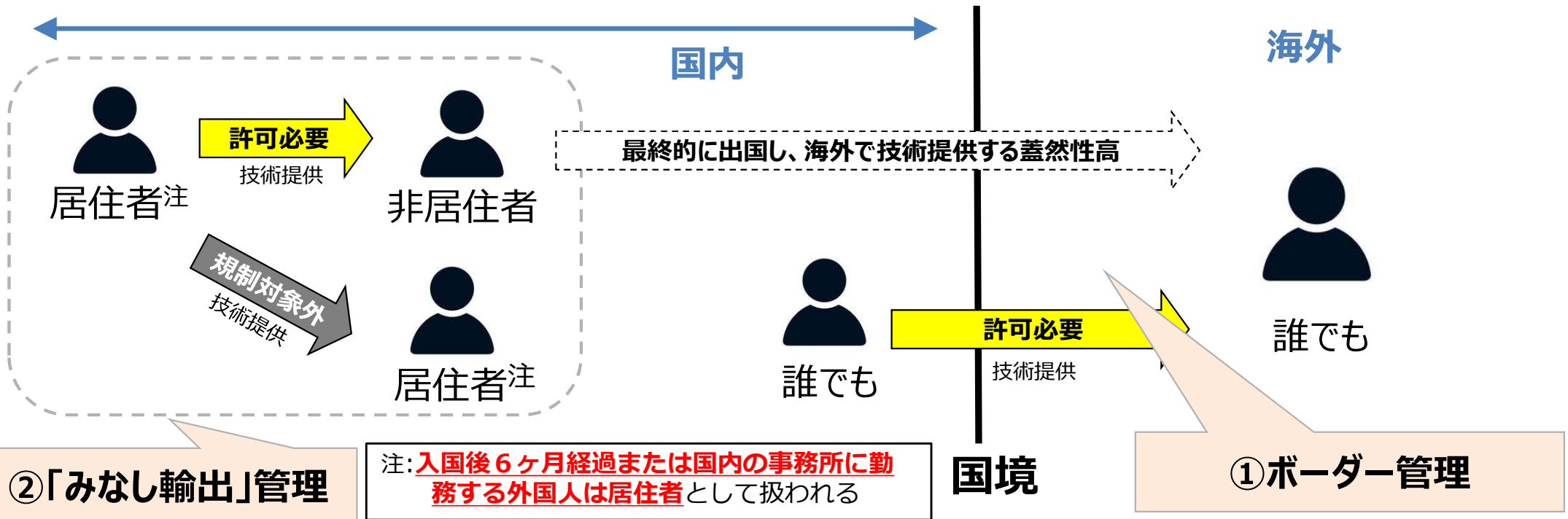
【ガイドラインの概要】

目的 : 研究機関等において外部からの干渉に関する認識を高め、外部からの干渉を防止するための方法や、干渉が発生した場合の対応方法等を提供する。

対象者 : 国家レベル、組織レベル、個人レベルで外部からの干渉を受ける可能性があるため、対象はa) 国の当局、b) 研究機関、特に高等教育機関や研究機関、c) 一般的な個人（研究者やその他のスタッフ）である。

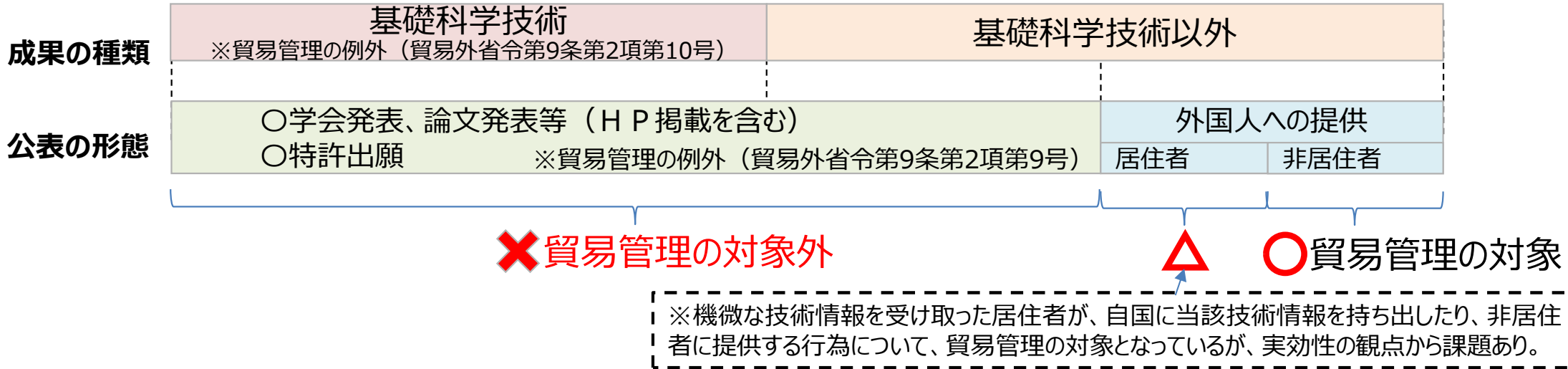
外為法に基づく「みなし輸出」管理の概要

- 我が国では外為法に基づき以下の機微技術提供を管理（経産省への許可申請義務付け）。
 - ① 国境を越える技術提供（ボーダー管理）
 - ② 国内における技術提供についても、非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、居住者から非居住者に対する提供を管理している（「みなし輸出」管理）
- 入国後6ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われ、「みなし」輸出管理の対象外となる。 **外国の影響下にある居住者からの機微技術流出懸念に対応できない。**



外為法に基づく安全保障貿易管理の対象範囲

国際輸出管理レジームにおいて、基礎科学技術や、学会発表・論文発表・特許出願等により公知となった技術については、貿易管理の対象外とすることが原則となっている。



○貿易管理の対象

【外国為替及び外国貿易法】（役務取引等）
第25条（前略）、政令で定める（中略）取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、（中略）、当該取引について、**経済産業大臣の許可を受けなければならない。**

【外国為替令】（役務取引の許可等）
第17条 5 第一項（中略）に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したもののについては、**法第二十五条第一項（中略）の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。**

【貿易関係貿易外取引等に関する省令】（**許可を要しない**役務取引等）
第9条 2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。
九 **公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引**
十 **基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引**

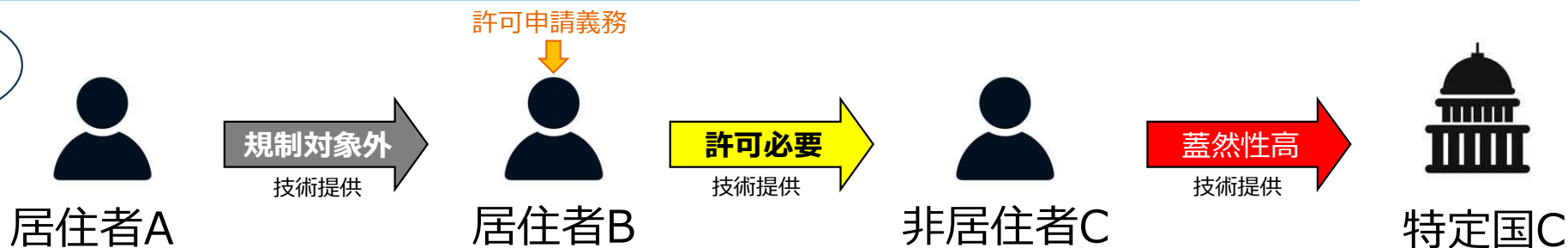
○居住者要件

【外国為替法令の解釈及び運用について】（居住性の判定基準）
6-1-5、6
(2) 外国人の場合
イ 外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、非居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う。
(イ) 本邦内にある事務所に勤務する者
(ロ) 本邦に入国後6月以上経過するに至つた者
ロ イにかかわらず、次に掲げる者は、非居住者として取り扱う。
(イ) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
(ロ) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。

「みなし輸出」管理の運用明確化

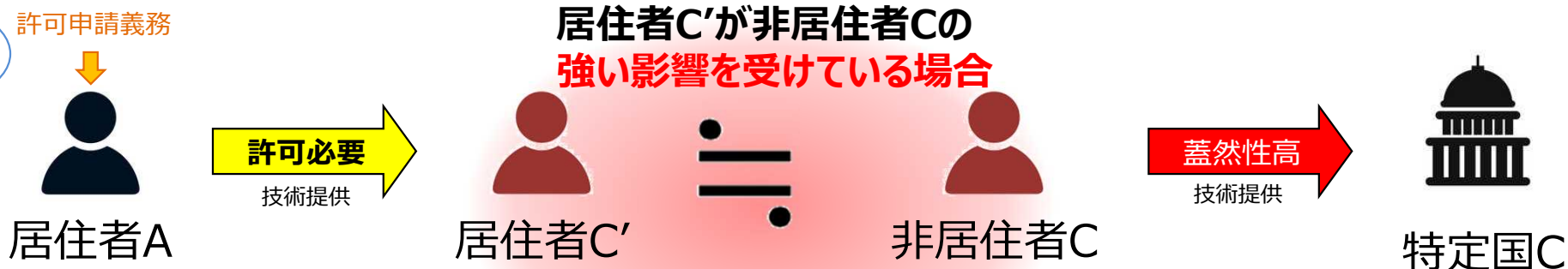
- **「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」**に係る概念を明確化し、**居住者への機微技術提供であっても、下図のように、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。**

従来



制度見直し

見直し後



- ① 外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

(参考) 3つの類型の規定ぶり

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」といい、外国法人等と合わせて「外国法人及び外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人及び外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人及び外国政府等に対して善管注意義務を負う者

※1 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人及び外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が当該外国法人及び外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人及び外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意されている場合を除く。

※2 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有するもの又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有されるもの(以下「グループ外国法人等」という。))に限る。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合を除く。

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者又は得ることを約している者
※「多額の金銭その他の重大な利益」とは、金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち[25]%以上を占める金銭その他の利益をいう。

③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

新たに「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型

- 居住者への技術の提供であっても非居住者への提供と事実上同一と考えられるような居住者への提供とは、以下の3類型に該当する者への提供とする。

※実際の規定内容は、**役務通達1(3)サ**をご確認ください。



契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者への提供

例①：日本の大学の教授であり、**外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職**している者への提供

例②：外国大学から**サバティカル制度で我が国の大学に研究等に来ている大学教授**への提供



経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：外国政府から**留学資金の提供を受けている外国人留学生**への提供

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し**、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている留学生への提供
(類型③該当が疑われる者については、経済産業省が大学・研究機関に連絡することを主に想定)

3つの類型に該当すれば、**居住者への技術提供であっても外為法の管理対象**となる

【参考】成長戦略実行計画・骨太方針における記載

- **成長戦略実行計画**や、**経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021**、**統合イノベーション戦略2021**（2021年6月18日閣議決定）において、「**経済安全保障**」を柱の一つとして記載、政府が取り組むべき諸課題を明確化。
- 「**みなし輸出**」管理の対象明確化についても政府全体の取り組みの一つとして記載。

成長戦略実行計画 第6章「経済安全保障の確保と集中投資」

1.（1）経済安全保障の観点からの技術優越性の確保

✓ ③ 技術の保全 （d）「みなし輸出」管理の対象の明確化

居住者への情報提供であっても、非居住者へ技術情報を提供することと事実上同一と考えられる場合には管理対象とすることとし、**来年度中の実施**を目指す。

骨太方針2021 第2章「次なる時代をリードする新たな成長の源泉」

✓ 5.（6）経済安全保障の確保等（抜粋）

外為法上のいわゆる「みなし輸出」の管理強化について、2022年度までに実施する。


特定類型該当性の判断において求められる注意義務について

- 特定類型該当性について、故意・過失が認められる場合をまとめると、下表のとおり。実際の規定内容については役務通達別紙 1 - 3 をご確認ください。

	受領者が提供者の指揮命令下でない	受領者が提供者の指揮命令下にある	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかである場合	以下の方法で特定類型該当性を把握した場合 <u>＜採用時＞</u> 自己申告による確認 ※改正役務通達の施行時点ですでに採用している場合は不要 <u>＜勤務時＞</u> 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※就業規則において、副業行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっている場合を含む	特定類型に該当する可能性がある と経済産業省が提供者に連絡をする場合
特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から受領者が特定類型に該当することが明らかである場合		

類型該当性判断の注意義務を果たすために実施いただく事項

大学・企業等側の注意義務として、所属する学生や教職員・従業員の特定類型該当性については、以下の方法によって確認することをお願いしたい

技術の受領者	企業・大学等の指揮命令下 にない 者 (例：学生/雇用契約のない研究員)	企業・大学等の指揮命令下 にある 者 (例：教職員、従業員)	共通
<p>特定類型① 特定類型②</p>	<p>受領者に対する新たな確認手続きの導入は不要。 学生を受け入れる上で、通常取得している書類において記載された内容を確認いただく。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記の内容の確認の結果、特定類型に該当することが明らかでない限り、類型該当者ではないと判断していただくことで差し支えない。</p> </div>	<p><採用時> 類型に該当することについての誓約書※ (役務通達別紙1-4)の提出を求める。 ※類型に該当することのみの誓約。兼業先や副業による収入額などを記載させる必要は無い。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>類型に該当しないため誓約の必要が無いとの申告があれば、類型該当性が否定されると判断して差し支えない。</p> </div> <p><勤務時> 一般的な就業規則(副業等行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっているもの)を導入していれば、受領者に対する新たな確認手続きの導入は不要。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記の就業規則の下、副業等の自己申告がない場合は、類型該当者は存在しないと判断して差し支えない。</p> </div>	<p>特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省が提供者に連絡をする場合</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>原則、類型該当者として判断。大学・企業として連絡内容を覆す事実関係を把握していない限り、技術提供にあたって許可申請をしていただく。</p> </div>
<p>特定類型③</p>	<p>受領者に対する新たな確認手続きの導入は不要。学生、教職員、従業員を受け入れる上で、通常取得している書類において記載された内容を確認いただく。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記の内容の確認の結果、特定類型に該当することが明らかとなる記載がない限り、類型該当者ではないと判断して差し支えない。</p> </div>		

新たに雇用される従業員の方へ

令和3年11月
経済産業省公表資料

経産省からのご協力のお願い

「みなし輸出」管理の明確化について

令和3年11月

経済産業省 貿易管理部

はじめに

- 経済産業省では、外部有識者による審議会（産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会）により取りまとめられた提言に基づき、外為法に基づく「**みなし輸出**」**管理の明確化**（以下「本明確化」といいます。）を行いました。本明確化において、企業から従業員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象になります。
- 本明確化は従業員の皆様に対して、新たに許可申請義務を課すものではありません。しかし、**企業が本明確化に伴う外為法のコンプライアンスを行うにあたり、従業員の皆様の協力が必要になります。**本資料では、本明確化の概要をご説明するとともに、従業員の皆様にお願いする協力の内容をできる限り分かりやすく説明するものです。
- 本資料では、専門知識がない方でも概要が理解できるよう説明を簡略化しています。そのため、正確な内容を理解されたい方については以下の通達及び参考資料を確認してください。
- **本明確化は、我が国の安全保障を確保するために必要な取組であり、我が国で勤務する皆様にもご理解をいただけますと幸いです。**

<本明確化に関する参考資料>

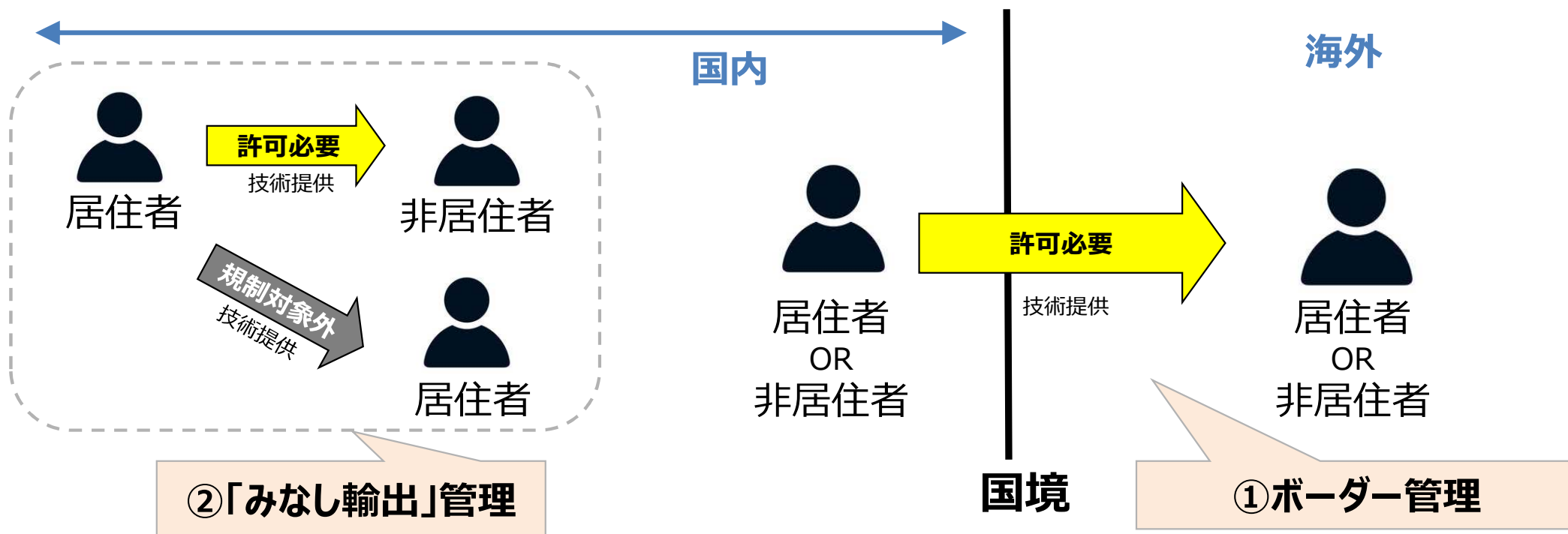
- ・「みなし輸出」管理の明確化について
- ・「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A
- ・「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表 ※改正される通達を役務通達といいます。

いずれも、経済産業省の制度概要WEBページの参考資料欄からご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

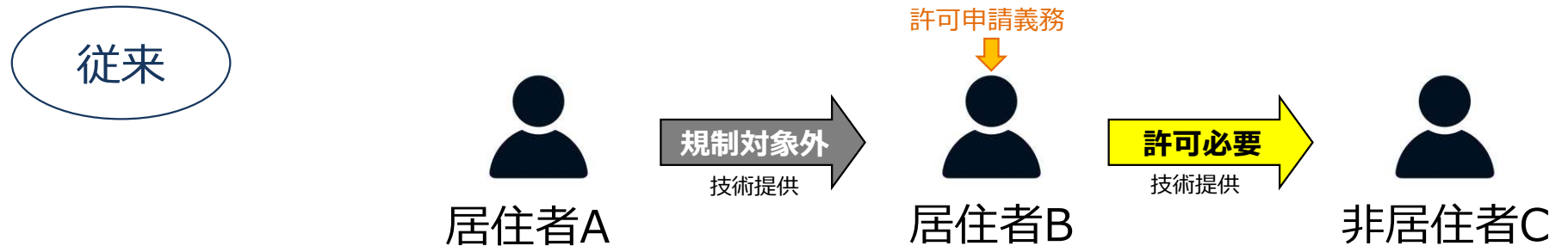
「みなし輸出」とは何か

- 我が国では、外為法に基づき、安全保障の観点から軍事転用可能な機微技術の提供について以下の場合を管理しています。②の管理を一般的に「**みなし輸出**」といいます。
 - ① 国境を越える技術提供（ボーダー管理）
 - ② 国内外における居住者から**非居住者**に対する提供（「みなし輸出」管理）
- この点、審議会により取りまとめられた提言では、居住者であっても非居住者の非常に強い影響下にある場合があるところ、そのような**居住者に対する技術提供も②に含める**必要があるという趣旨の指摘がされました。



本明確化で何が変わるのか

- 審議会においてとりまとめられた提言を受けて、経済産業省では、居住者のうち典型的に非居住者の非常に強い影響下にある者（特定類型といいます。詳細は次ページ）に対する技術提供について、当該非居住者への技術提供とみなして外為法の管理対象とすることを明確化しました。
- 従業員に技術を提供する企業は、**外為法を遵守するため、従業員の皆様に対する技術提供が特定類型への提供に該当しないか確認する必要があります。**



本明確化



特定類型とは何か

- 特定類型とは、以下の①から③のような類型をいいます（※実際の規定内容は、役務通達1(3)サをご確認ください）。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、**特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではありません。**



類型①

契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供

例①：グループ会社以外の外国企業（× 外資系企業）と兼業をしている日本の企業の従業員への提供

例②：グループ会社以外の外国企業（× 外資系企業）の取締役・監査役に就任している日本の企業の実務取締役・監査役への提供



類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生への提供

例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



類型③

上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供

具体的にお願いしたいこと

● ご協力いただきたいこと①（ご自身の類型該当性について）

- 企業が従業員の皆様を新たに雇用するにあたり、もし外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術に触れる可能性がある場合には、特定類型への技術提供に該当しているか否かを確認するため、**雇用時に特定類型該当性について企業に対して誓約（または類型に該当しないことの申告）を行っていただきます（日本国籍者であるか否かを問いません）**。誓約書の解説については別紙をご確認ください。
- 就業規則など企業における従業員の兼業や金銭等の受領に関するルールに従って、必要な報告等を実施してください。
- なお、企業は外為法のコンプライアンスのために誓約を求めるものであり、皆様の個人情報のみだりに利用することを目的とするものではありません。また、誓約は国籍を問わず必要になるものであり、外国籍の方を差別的に取り扱うことを目的とするものではありません。

● ご協力いただきたいこと②（社内の他の従業員を含む他者への技術提供について）

- 従業員の皆様が業務において技術提供を行う場合、法律上は企業が提供するものとみなされます。そのため、**従業員の皆様が外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術を＜特定類型に該当する方へ＞提供する場合は、企業による外為法のコンプライアンスのため、企業の指示に従ってください。**

具体的にお願いしたいこと

● ご理解いただきたいこと

- 企業が、その従業員が特定類型に該当するおそれがあると認識する際には、企業から当該従業員に対して外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術を提供するにあたり経済産業省の許可が必要になります。そのため、**業務を行うにあたり必要な情報であっても、企業からすぐには提供できない可能性があります。**また、経済産業省が安全保障の観点から技術提供を不許可とする場合には、企業から技術提供が行われない場合があります。
- なお、企業は外為法のコンプライアンスのために技術提供を管理するものであり、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。

問い合わせ先

- 本明確化は経済産業省が実施するもので、企業は経済産業省が求める外為法のコンプライアンスのために所要の対応を行っています。
- そのため、本明確化の詳細に関する問い合わせは、経済産業省までご連絡いただけますと幸いです。

相談窓口

○特定類型該当性やその確認手續に関するご相談



安全保障貿易管理課 : minashi-QA@meti.go.jp

○必要な許可申請書類、記載内容に関するご相談



安全保障貿易審査課 : qqfcbf@meti.go.jp

所属する企業に提出する誓約書に関する補足 1

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所
氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下、役務通達という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当することについて、下記のとおり誓約いたします。

記

- 私は、
- 以下の①に該当します。
 - 以下の②に該当します。
 - 以下の①及び②に該当します。
 - 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

類型①（本資料P4）に該当する場合にチェックしてください。

あなたが、外国政府等又は外国法人等と雇用契約を結んでいる場合に該当します。

類型①には、あなたが所属する日本企業のグループ会社に雇用される場合や、あなた又は当該日本企業と外国法人等との間で、あなたに対する当該日本企業の指示が外国政府等又は外国法人等よりも優先する旨が合意されている場合は例外とされています。

類型②（本資料P4）に該当する場合にチェックしてください。

あなたが、外国政府等から多額の金銭等の経済的利益を受けている場合に該当します。多額の金銭等とは、あなたの所得の1/4以上を占める利益をいいます。

あなたが、本資料P4の類型①及び②のいずれにも該当する場合にチェックを入れてください。

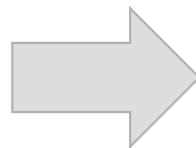
あなたが、本資料P4の類型①及び②にも該当しない場合は、チェックを入れてください。

所属する企業に提出する誓約書に関する補足 2

類型①について

外国法人等か外国政府等と雇用契約（契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの）又は取締役としての委任契約を締結しているか？

NO



類型①に該当しない。

YES



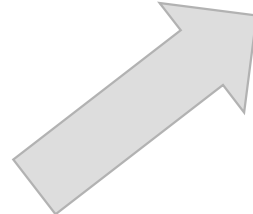
本誓約書の提出先との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？

YES



類型①に該当しない。

YES



NO



本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？

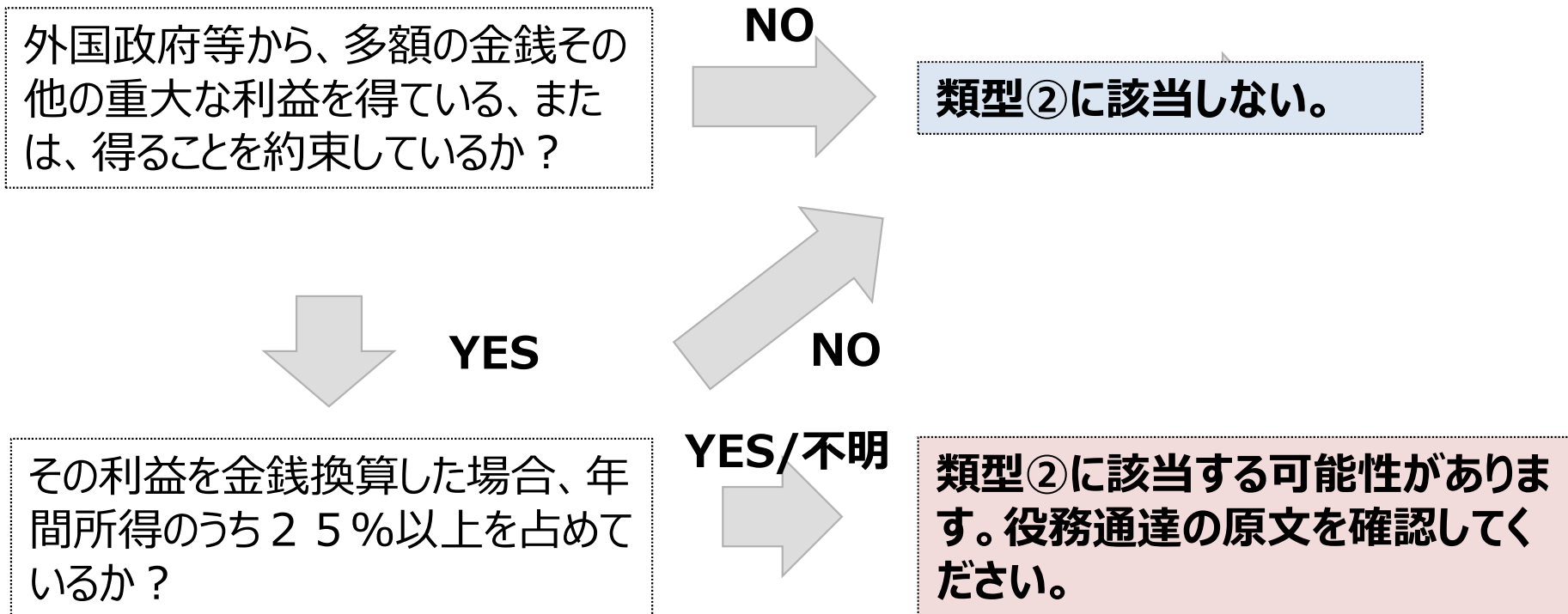
NO



類型①に該当する可能性があります。役務通達の原文を確認してください。

所属する企業に提出する誓約書に関する補足 3

類型②について



新たに雇用される教職員・研究員の方へ

令和3年11月
経済産業省公表資料

経産省からのご協力をお願い

「みなし輸出」管理の明確化について

令和3年11月

経済産業省 貿易管理部

はじめに

- 経済産業省では、外部有識者による審議会（産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会）により取りまとめられた提言に基づき、外為法に基づく「**みなし輸出**」**管理の明確化**（以下「本明確化」といいます。）を行いました。本明確化において、大学・研究機関（大学等）から教職員・研究員（教職員等）や学生への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象になります。
- 本明確化は教職員等の皆様に対して、新たに許可申請義務を課すものではありません。しかし、**大学等が本明確化に伴う外為法のコンプライアンスを行うにあたり、教職員等の皆様の協力が必要になります。**本資料では、本明確化の概要をご説明するとともに、教職員等の皆様にお願ひする協力の内容をできる限り分かりやすく説明するものです。
- 本資料では、専門知識がない方でも概要が理解できるよう説明を簡略化しています。そのため、正確な内容を理解されたい方については以下の通達及び参考資料を確認してください。
- **本明確化は、我が国の安全保障を確保するために必要な取組であり、我が国で勤務する皆様にもご理解をいただけますと幸いです。**

<本明確化に関する参考資料>

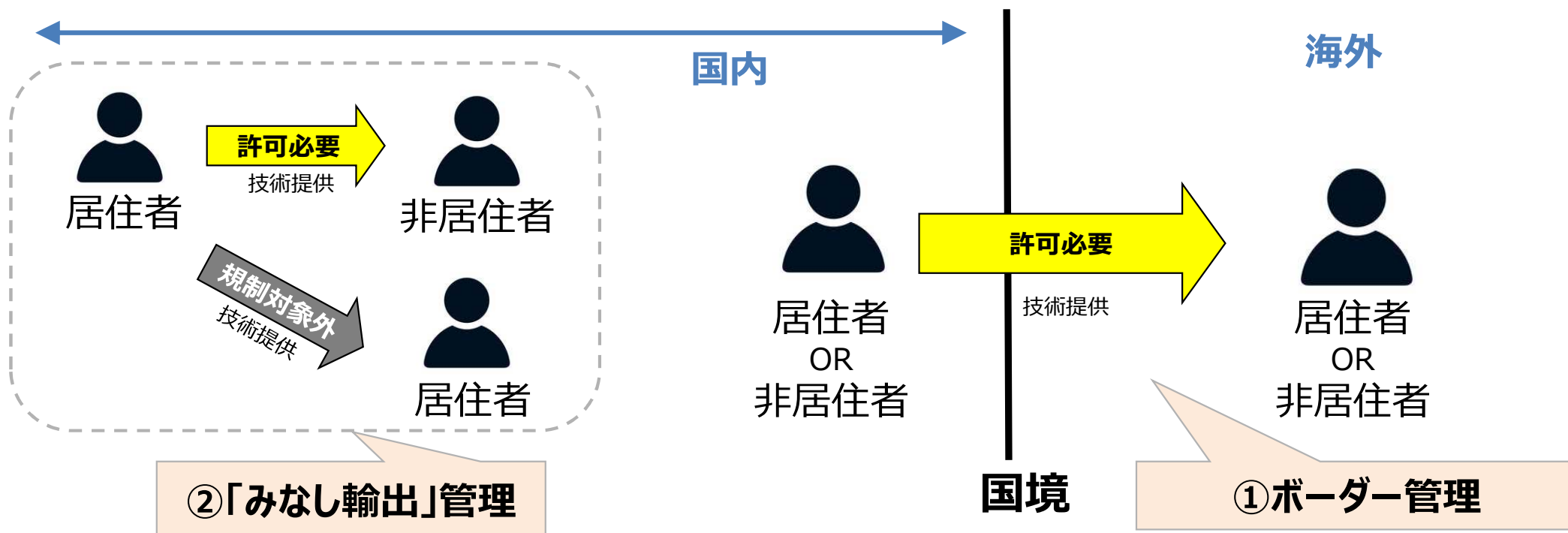
- ・「みなし輸出」管理の明確化について
- ・「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A
- ・「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表 ※改正される通達を役務通達といいます。

いずれも、経済産業省の制度概要WEBページの参考資料欄からご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

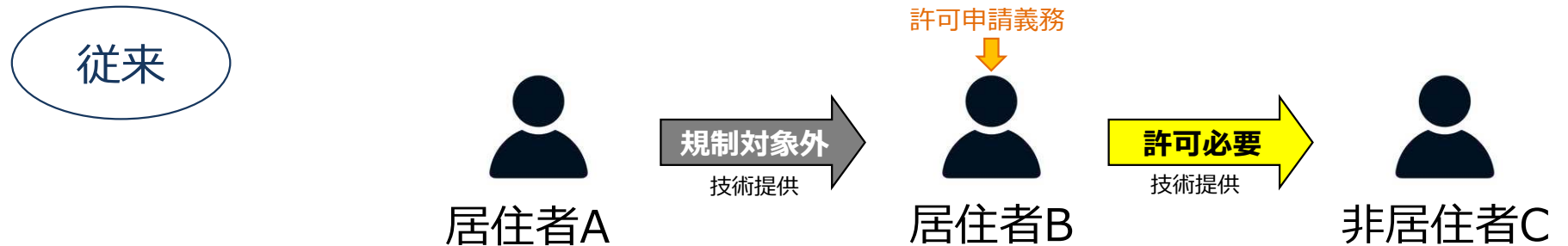
「みなし輸出」とは何か

- 我が国では、外為法に基づき、安全保障の観点から軍事転用可能な機微技術の提供について以下の場合を管理しています。②の管理を一般的に「**みなし輸出**」といいます。
 - ① 国境を越える技術提供（ボーダー管理）
 - ② 国内外における居住者から**非居住者**に対する提供（「みなし輸出」管理）
- この点、審議会により取りまとめられた提言では、居住者であっても非居住者の非常に強い影響下にある場合があるところ、そのような**居住者に対する技術提供も②に含める**必要があるという趣旨の指摘がされました。



本明確化で何が変わるのか

- 審議会においてとりまとめられた提言を受けて、経済産業省では、居住者のうち典型的に非居住者の非常に強い影響下にある者（特定類型といいます。詳細は次ページ）に対する技術提供について、当該非居住者への技術提供とみなして外為法の管理対象とすることを明確化しました。
- 教職員等に技術を提供する大学等は、**外為法を遵守するため、教職員等の皆様及び学生に対する技術提供が特定類型への提供に該当しないか確認する必要があります。**



本明確化



特定類型とは何か

- 特定類型とは、以下の①から③のような類型をいいます（※実際の規定内容は、役務通達1(3)サをご確認ください）。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、**特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではありません。**



類型①

契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供

例①：外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員への提供

例②：外国企業（× 外資系企業）に勤務している社会人学生への提供



類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生への提供

例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として（× 大学として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



類型③

上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供

具体的にお願いしたいこと

● ご協力いただきたいこと①（ご自身の類型該当性について）

- 大学等が教職員等の皆様を新たに雇用するにあたり、もし外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術に触れる可能性がある場合には、特定類型への技術提供に該当しているか否かを確認するため、**雇用時に特定類型該当性について大学等に対して誓約（または類型に該当しないことの申告）を行っていただきます（日本国籍者であるか否かを問いません）。** 誓約書の解説については別紙をご確認ください。
- 就業規則など大学等における教職員等の兼業や金銭等の受領に関するルールに従って、必要な報告等を実施してください。
- なお、大学等は外為法のコンプライアンスのために誓約を求めるものであり、皆様の個人情報のみだりに利用することを目的とするものではありません。また、誓約は国籍を問わず必要になるものであり、外国籍の方を差別的に取り扱うことを目的とするものではありません。

● ご協力いただきたいこと②（学内等の他の教職員等・学生を含む他者への技術提供について）

- 教職員等の皆様が業務において技術提供を行う場合、法律上は大学等が提供するものとみなされます。そのため、**教職員等の皆様が外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術を＜特定類型に該当する方に＞提供する場合は、大学等による外為法のコンプライアンスのため、大学等の指示に従ってください。**

具体的にお願いしたいこと

● ご理解いただきたいこと

- 大学等が、その教職員等が特定類型に該当するおそれがあると認識する際には、大学等から当該教職員等に対して外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術を提供するにあたり経済産業省の許可が必要になります。そのため、**業務を行うにあたり必要な情報であっても、大学等からすぐには提供できない可能性があります。**また、経済産業省が安全保障の観点から技術提供を不許可とする場合には、大学等から技術提供が行われない場合があります。
- なお、大学等は外為法のコンプライアンスのために技術提供を管理するものであり、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。

問い合わせ先

- 本明確化は経済産業省が実施するもので、大学等は経済産業省が求める外為法のコンプライアンスのために所要の対応を行っています。
- そのため、本明確化の詳細に関する問い合わせは、経済産業省までご連絡いただけますと幸いです。

相談窓口

○特定類型該当性やその確認手續に関するご相談



安全保障貿易管理課 : minashi-QA@meti.go.jp

○必要な許可申請書類、記載内容に関するご相談



安全保障貿易審査課 : qqfcbf@meti.go.jp

所属する大学等に提出する誓約書に関する補足 1

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所
氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下、役務通達という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当することについて、下記のとおり誓約いたします。

記

- 私は、
- 以下の①に該当します。
 - 以下の②に該当します。
 - 以下の①及び②に該当します。
 - 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

類型①（本資料P4）に該当する場合にチェックしてください。

あなたが、外国政府等又は外国法人等と雇用契約を結んでいる場合に該当します。

類型①には、あなた又は本邦大学と外国法人・外国大学等との間で、あなたに対する当該本邦大学の指示が外国法人・外国大学等よりも優先する旨が合意されている場合等は例外とされています。

類型②（本資料P4）に該当する場合にチェックしてください。

あなたが、外国政府等から多額の金銭等の経済的利益を受けている場合に該当します。多額の金銭等とは、あなたの所得の1/4以上を占める利益をいいます。

あなたが、本資料P4の類型①及び②のいずれにも該当する場合にチェックを入れてください。

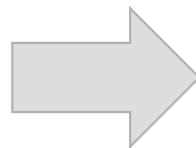
あなたが、本資料P4の類型①及び②にも該当しない場合は、チェックを入れてください。

所属する大学等に提出する誓約書に関する補足 2

類型①について

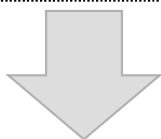
外国法人等（外国大学を含む。）か外国政府等と雇用契約（契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの）又は取締役としての委任契約を締結しているか？

NO



類型①に該当しない。

YES



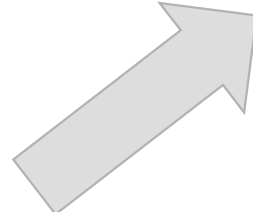
本誓約書の提出先との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？

YES



類型①に該当しない。

YES



NO



本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？
（通常、大学等では該当しません。）

NO



類型①に該当する可能性があります。役務通達の原文を確認してください。

所属する大学等に提出する誓約書に関する補足 3

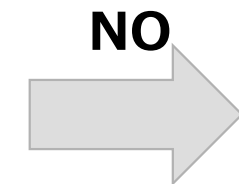
類型②について

外国政府等から、個人として（×大学として、研究室として）多額の金銭その他の重大な利益を得ている、または、得ることを約束しているか？

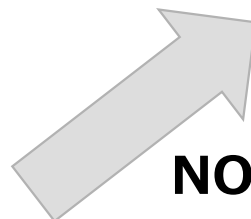


YES

その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか？

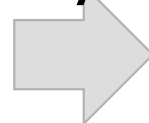


NO



NO

YES/不明



類型②に該当しない。

類型②に該当する可能性があります。役務通達の原文を確認してください。

学生の方へ、経済産業省からのお知らせ

**令和3年11月
経済産業省公表資料**

国際平和・安全の維持のための技術管理制度 について

令和3年11月

経済産業省 貿易管理部

本資料は、日本から流出することによって国際平和・安全を脅かす可能性のある技術の管理制度の運用が令和4年5月1日から見直されることについて、ご理解いただくことを目的として用意されたものです。その他の国際平和・安全の維持のための技術管理制度の全般(外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の全般)に関しては、P3に掲載した参考資料等を参照してください。

国際平和・安全の維持のための技術管理制度の運用が見直されます

- 日本から流出することによって国際平和・安全を脅かす可能性のある技術の管理制度の運用が、令和4年5月1日から見直されます。
- 皆様が所属する**大学は、所属学生等が次ページに該当する場合、技術提供を行うに当たって、経済産業省（経産省）の許可の取得が必要となる可能性**があります。

学生の皆様にご理解いただきたいこと

- 学生の皆様が次ページに該当する場合には、大学が技術提供にあたって経産省への許可申請の要否を検討することがあります。その結果、技術提供がすぐに実施されない場合があります。
- また、経産省が、大学からの申請について、国際平和・安全の維持の観点から不許可とする場合、結果的に大学からの技術提供が行われない場合があります。
- これは、大学が、今回の制度の運用見直しを受け、法令遵守の目的で行うものであり、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。

ここでの「技術提供」とは、大学において、研究指導、授業、会議、打合せ、実験装置の改良、開発等を通じて、国際平和・安全を脅かす可能性のある技術を大学が学生に提供する事を指します。

大学が学生に対してすぐに技術提供を行えない可能性がある場合

- 学生の皆様が以下の場合に該当する場合、大学がすぐに技術提供を行えない可能性があります。これは、国際平和・安全の維持の観点で、技術を提供する際に審査が必要と考えられる場合を典型的にまとめたものであり、**該当することをもって、ご自身に安全保障上の懸念があるとみなされるものではありません。**

① 外国政府や外国法人と**雇用契約等を結んでいる**場合

例①：大学に所属して研究に従事しているが、外国企業※の従業員としての籍を残している

例②：学生の身分を有しつつ、外国のベンチャー企業※の経営に参画している

※いわゆる外資系企業の日本法人は含まれません

② 外国政府などから**経済的利益を受けている**場合

例①：外国政府から多額の留学資金の提供を受けている

例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている

③ 外国政府等の**指示**の下で行動していると考えられる場合

例：日本における行動に関し外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている

問い合わせ先

- ご不明点がある場合は、大学内の輸出管理担当にご相談いただくか、下記の経産省の窓口までご連絡ください。
- 制度の詳細にご関心がある方は、参考資料をご覧ください。

相談窓口

安全保障貿易管理課：minashi-QA@meti.go.jp

<参考資料：国際平和・安全の維持のための技術管理制度の全般>

「輸出管理への入門」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第3版」 ※今後第4版を公表予定

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

<参考資料：今回の運用見直しに関して>

- ・「みなし輸出」管理の明確化について
- ・「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A
- ・「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表

いずれも、経済産業省の制度概要WEBページの参考資料欄からご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>